

維持管理業務等一覧(利賀芸術公園)

○施設及び設備の維持管理業務等

区分		業務名	場所等	内容	頻度	管理の内容・企画等
施設の保守管理業務	設備管理業務	暖房設備及び給排水設備保守業務	利賀創造交流館	暖房設備等の運転操作等	年間	別紙仕様書1
		室内環境測定業務	利賀創造交流館	室内環境の測定	隔月	別紙仕様書2
	警備業務	火災通報警備に関する業務	野外劇場、公衆便所を除く施設	火災時に消防署へ通報	随時	別紙仕様書3
		消防用設備保守点検業務	新利賀山房 利賀創造交流館 上記及び野外劇場、公衆便所を除く施設	消防用設備の保守点検	年2回 年1回	別紙仕様書4
	環境衛生管理業務	建築物衛生管理技術者選任業務	利賀創造交流館	建築物衛生管理技術者選任	年間通じて	別紙仕様書5
		害虫防除・害虫駆除業務	利賀創造交流館	害虫(ねずみ・コキブリ等)の侵入調査	全体年2回 厨房等隔月	別紙仕様書6
				害虫が発生した場合の駆除	随時	
		濾過機等濾過材交換業務	利賀創造交流館	浴槽用濾過機等濾過材の交換	適宜	別紙仕様書7
		男女浴槽水水質検査業務	利賀創造交流館	男女浴室浴槽水の水質検査	年1回	別紙仕様書8
		寝具類クリーニング業務	利賀創造交流館	シーツ、布団、毛布等	随時	別紙仕様書9
		カメムシ防除作業業務	利賀山房、新利賀山房、利賀創造交流館	侵入予防材散布 侵入後薬剤散布 退去時に薬剤散布	年3回	別紙仕様書10
		公園内施設除雪業務	野外劇場を除く施設	屋根雪下ろし 建物周辺の除雪	適時	別紙仕様書11
設備機器の保守点検業務		自家用電気工作物保安管理業務	新利賀山房 利賀創造交流館	自家用電気工作物保守	隔月	別紙仕様書12
		一般用電気工作物点検・試験業務	新利賀山房、利賀創造交流館を除く施設	一般用電気工作物点検・試験	年1回	別紙仕様書13
		地下タンク貯蔵所点検業務	利賀創造交流館	A重油地下タンク設備の点検	年1回	別紙仕様書14
		ボイラー性能検査及び検査前清掃等業務	利賀創造交流館	ボイラー2基、圧力容器2基の法定検査及び清掃	年1回	別紙仕様書15
その他		日常清掃業務	利賀創造交流館	日常清掃	毎日及び適宜	別紙仕様書16
		定期清掃業務	利賀創造交流館	定期清掃	毎日及び適宜	別紙仕様書17
		特別清掃業務	敷地内13施設	特別清掃	適宜	別紙仕様書18
		樹木等管理業務	敷地内	雪つり、剪定、害虫駆除	随時	別紙仕様書19
		一般廃棄物収集運搬業務	敷地内2箇所	一般廃棄物の収集運搬	週2回以上	別紙仕様書20
		給食業務	利賀創造交流館	食事の提供等	通年	別紙仕様書21

○合掌造り施設の茅葺屋根維持修繕に関する業務

区分	業務名	場所等	内容	頻度	管理の内容・企画等
	合掌造り施設の茅葺屋根維持修繕業務	茅葺建物	茅葺き替え修繕	毎年	別紙仕様書22

*仕様書に記載した実施回数や配置人数等は目安であり、施設の実態に応じて指定管理者で調整が可能です(法定検査を除く)。

暖房設備および給排水設備保守業務 仕様書

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 業 務 名 | 暖房設備および給排水設備保守業務 |
| 2 | 業務実施場所 | 富山県南砺市利賀村上百瀬48番地
利賀創造交流館 |
| 3 | 業務実施日 | 原則として利賀創造交流館の開館日とし、随時ボイラー等の保守作業を実施する。 |
| 4 | 保 守 員 | 指定管理者は2級ボイラー技士及び第4種危険物取扱主任者の資格を有するものを1名配置しなければならない。 |
| 5 | 業 務 内 容 | ボイラー及び圧力容器安全規則に基づき、下記の業務を行うもの。
①「暖房設備」「貯油及び給油設備」「給排水設備」の運転、操作、整備、点検及び簡易な修理。
②室内の温度調節及び簡易な作業。
③申請、報告届等の各種書類の作成。
④定期自主検査の実施（1月以内ごとに1回）。 |
| 6 | 付 則 | ボイラー等に異常を認めたときは、ただちに安全確保のため適切な処置をするとともに、管理者に報告すること。 |

室内環境測定業務 仕様書

- 1 業 務 名 室内環境測定業務
- 2 業務実施場所 富山県南砺市利賀村上百瀬48番地
利賀創造交流館 所内ポイント6箇所
- 3 業務実施期日 年間6回（隔月）測定する
作業日は指定管理者が指定する日
- 4 業 務 内 容 ①粉塵測定、微風測定、乾湿測定、ガス検知測定、残留塩素測定、照度測定。
②1 ポイントにつき1日2回測定する。
③使用薬品及び測定機材は、指定管理者の負担とし、実施後記録表を提出すること。

火災通報警備に関する業務 仕様書

- 1 業 務 名 富山県利賀芸術公園施設等の火災通報警備に関する業務
- 2 業務実施場所 富山県利賀芸術公園
- ・ 利賀山房
 - ・ 新利賀山房(特定防火対象物)
 - ・ 利賀スタジオ
 - ・ 利賀創造交流館(特定防火対象物)
 - ・ 利賀創造交流館別館
 - ・ 研修交流館 3棟
 - ・ 総合案内所
 - ・ 石麗
 - ・ 山蟬
 - ・ 合掌芸術文化館
- 計12施設
- 3 通報警備要領
- ①目的
- ・ 施設の火災時には、隣接の施設及び山林への類焼を防ぐために、消防署などへ適切な連絡を迅速に行う。
- ②体制
- ・ 各施設1戸毎に火災通報装置を設置し、電話回線を利用して火災時の連絡を確実に行う。
 - ・ 緊急時の芸術公園への迅速な現場対応の為に現地駐在員を置く。
- 4 業 務 内 容
- ①別紙消防設備一覧の物件を消防法に基づき点検業務を行い、その業務報告書を作成するものとする。
- ②点検又は試験の結果、故障その他の事故を発見したときは、すみやかに、最善の処置をとるものとする。

消防用設備保守点検業務 仕様書

- 1 業 務 名 富山県利賀芸術公園内施設消防用設備保守点検業務
- 2 業務実施場所 富山県利賀芸術公園
- ・ 利賀山房
 - ・ 新利賀山房(特定防火対象物)
 - ・ 利賀スタジオ
 - ・ 利賀創造交流館(特定防火対象物)
 - ・ 利賀創造交流館別館
 - ・ 研修交流館 3棟
 - ・ 総合案内所
 - ・ 石麗
 - ・ 山蟬
 - ・ 合掌芸術文化館
- 計 12 施設
- 3 業務実施時期 各施設設置の消防用設備等の定期点検（機器点検及び総合点検）
- ・ 機器点検・総合点検 [上記施設 4月頃実施]
 - ・ 機器点検 [新利賀山房、利賀創造交流館 10月頃実施]
- 適宜実施
- 4 作 業 員 消防設備士免状の交付を受けている者又は総務大臣が認める資格を有する者であること。
- 5 業 務 内 容 ①別紙消防設備一覧の物件を消防法に基づき点検業務を行い、その業務報告書を提出するものとする。
- ②点検又は試験の結果、故障その他の事故を発見したときは、すみやかに、最善の処置をとるものとする。
- 6 付 則 ①消防設備の異状を認めた場合や消防設備に影響を及ぼす可能性がある改修等を実施する場合は、事前に通知するものとする。
- ②消防設備の改修等を必要とする場合や破損・劣化による機器等の更新が必要であると認めたときは、すみやかにこれを実施し、消防設備の保全に努めるものとする。

建築物衛生管理技術者選任業務仕様書

- | | |
|------------|---|
| 1 業 務 名 | 富山県利賀芸術公園利賀創造交流館建築物衛生管理技術者選任業務 |
| 2 業務実施場所 | 富山県南砺市利賀村上百瀬48番地
利賀創造交流館 |
| 3 管理技術者の選任 | 「建築物環境衛生の確保に関する法律」に基づき選任する管理技術者が、通常行う業務を対象にしたもの。
建築物衛生管理技術者について、指定管理者が選任し配備する。 |
| 4 業務の内容 | <ul style="list-style-type: none">① 維持管理業務の計画の立案<ul style="list-style-type: none">・ 空気調整設備・給排水設備・清掃等の状況調査、点検保安等環境の測定に関する計画の立案。② 維持管理業務の監督<ul style="list-style-type: none">・ 空気調整設備に係わる空気環境、給排水設備に係わる水系環境、清掃等に係わる室内環境の衛生的かつ効率的運営の監督。③ 維持管理の指導<ul style="list-style-type: none">・ 室内環境における空気調整設備・給排水設備等の維持管理に対して衛生上効果的な管理の指導。④ 測定業務の立合い<ul style="list-style-type: none">・ 規定に定められた室内環境測定業務の立合いを行うこと。 |

害虫防除・害虫駆除業務 仕様書

- 1 業 務 名 害虫（ゴキブリ・ねずみ等）防除及び害虫駆除業務
- 2 業務実施場所 富山県南砺市利賀村上百瀬48番地
利賀創造交流館敷地内
- 3 業務実施時期および回数
 - ①ネズミ・ゴキブリ等の発生場所、生息場所および進入経路並びに被害の状態についての調査。

・6ヶ月以内ごとに統一的に調査を行う	年2回
・厨房及び食品庫等食料を取り扱う区域 並びに排水槽及び廃棄物の保管場所	2ヶ月ごとに1回 年6回
 - ②害虫駆除
上記調査で害虫の発生等が認められた場合はすみやかに適切な期日を選んで行う。
- 4 業 務 内 容

ネズミ・ゴキブリ等の調査・防除

 - ① 発生場所・生息場所・及び進入経路並びに被害の状態について建物全体を統一的に調査を実施。
 - ② 調査結果に基づき、発生を防止するため必要な措置を講じること。
 - ③ 調査の結果防除の必要がある場合は、建物全体の効果的な作業計画を策定し、適切な方法により防御作業を行うこと。
 - ・防除の実施時期…その都度協議して決める。
 - ・使用薬品等…薬事法第14条又は第19条の2の規定による承認を受けた医薬品又は医薬部外品を効果的に適量用いること。
 - ・薬品及び機器は、受託者の負担とし、実施後記録表を提出すること。
- 5 注 意 事 項
 - ①衛生環境及び美観を害さないようにすること。
 - ②殺虫剤等を用いる場合は、使用及び管理を適切に行い、これらによる作業員並びに職員及び利用者の事故防止に勤めること。
 - ③防除・駆除作業終了後は、必要に応じて強制換気や、清掃を行うこと。

濾過機等濾材交換業務 仕様書

- 1 業 務 名 男女浴槽用濾過機等濾材交換業務
- 2 業務実施場所
および対象設備
 - ①実施場所
富山県南砺市利賀村上百瀬48番地
利賀創造交流館 1階
 - ②対象設備
 - ・男女浴槽用循環濾過機 2台
 - ・循環濾過機と浴槽間の配管 男女用2系統
 以上3設備
- 3 業務実施日および実
施回数
 - ①業務実施日
指定管理者が指定する日
 - ②業務実施回数
契約期間中下記の業務を各1回実施するものとする
- 4 業 務 内 容
 - ①上記3の設備の薬品洗浄
 - ・使用する薬剤は、2台分で200kg相当とする。
 - ・薬品による洗浄後は浴槽等の洗浄を十分行うこと。
 - ②循環濾過器（男女浴槽2基分）の濾材交換。¥
 - ③業務対象設備における次の業務の実施
 - ・業務の実施に際しては、既存施設、設備等を破損しないように注意すること。
 - ・排せつされた汚濁物等は関係法令等に遵守した方法で処理すること。
 - ・業務実施中は、安全管理に十分努めるとともに、利用者等の迷惑にならないように注意すること。
 - ・作業の実施にあたり、施設や設備等を損傷した場合は、遅滞なく富山県に報告し、指定管理者の負担で原形に復すること。
- 5 注 意 事 項 業務完了後、実施期間中に業務実施が原因で循環濾過機の正常運転が確保されていない場合は、速やかに指定管理者の負担でその対処をすること。

男女浴槽水水質検査業務 仕様書

- | | |
|-----------|---|
| 1 業 務 名 | 男女浴槽水水質検査業務 |
| 2 業務実施場所 | 富山県南砺市利賀村上百瀬48番地
利賀創造交流館1階 男子および女子浴室の浴槽水 |
| 3 業務実施期日 | 年1回
指定管理者が指定する日 |
| 4 業 務 内 容 | 富山県旅館業法施行規則第10条第4号の規定により水質検査を行うもの。
(検査項目)
1 濁度
2 過マンガン酸カリウム消費量
3 大腸菌群数
4 レジオネラ属菌 |
| 5 注 意 事 項 | 作業実施にあたっては、利用者の支障のないようにすること。 |

寝具類クリーニング業務 仕様書

- 1 業 務 名 寝具類クリーニング業務
- 2 業務実施場所 富山県利賀芸術公園
 - ・ 利賀創造交流館
 - ・ 研修交流館 3棟
 - ・ 石麗
 - ・ 山蟬

計6施設
- 3 業務実施時期 指定管理期間（随時）
- 4 業 務 内 容 予約状況を勘案し、クリーニングした寝具類を提供すること
下記に予定数量を示す

＜洗濯物の品名・寸法及び予定数量＞

品 名		サイズ(cm)		予定数量	備 考
シーツ		135	× 219	4, 0 0 0枚	
枕カバー		42	× 30	4 0枚	
浴 衣				2 0枚	
布団丸洗い	掛布団	155	× 205	1 6 5枚	
	敷布団	105	× 205	1 6 5枚	
毛布丸洗い		140	× 200	1 7 0枚	
寝袋(ラップ型)		210	× 80	1 3 0枚	丸洗い

カメムシ防除作業業務 仕様書

- 1 委 託 業 務 名 カメムシ防除作業業務
- 2 業 務 実 施 場 所 富山県利賀芸術公園
 - ・ 利賀山房
 - ・ 新利賀山房
 - ・ 利賀創造交流館計3施設
- 3 業 務 実 施 要 領
 - ①薬剤の散布
 - *第1回目 カメムシの侵入予防薬剤散布を行う。
時期（10月頃）
 - *第2・3回目 カメムシの侵入後及び退去時期薬剤散布を行う。
時期（11月頃及び3月頃）
 - ②その他
管理建物内にカメムシが多数侵入したときは随時駆除すること。
- 4 注 意 事 項
 - ① 作業にあたっては、管理建物の通常業務に支障がないようにすること。
 - ② 衛生的環境及び美観を害さないようにすること。

公園内施設除雪業務 仕様書

- | | |
|------------|--|
| 1 業 務 名 | 富山県利賀芸術公園施設の除雪に関する業務 |
| 2 業務実施場所 | 富山県南砺市利賀村上百瀬
富山県利賀芸術公園内敷地及び下記施設
・ 利賀山房
・ 新利賀山房
・ 利賀スタジオ
・ 利賀創造交流館
・ 利賀創造交流館別館（車庫含む）
・ 研修交流館 3棟
・ 総合案内所
・ 石麗
・ 山蟬
・ 公衆便所
・ 合掌芸術文化館
・ 舞台道具等格納庫
計14施設 |
| 3 除雪業務期間 | 12月初旬から3月31日まで |
| 4 その他の留意事項 | 集積場所については、工作物、周辺樹木等を破損しないよう十分注意すること。 |

自家用電気工作物保安管理業務 仕様書

1 業 務 名 自家用電気工作物の保安管理業務

2 業務実施場所 富山県利賀芸術公園
 ・ 新利賀山房
 ・ 利賀創造交流館

3 工作物の内容	施 設 名	利賀創造交流館	新利賀山房
	設 備 容 量	200kVA	175kVA
	受 電 電 圧	6,600V	6,600V
	非常用予備発電装置	62kVA/220V	なし
	蓄 電 池 設 備	なし	なし
	保 安 管 理 業 務	隔月 (年6回)	隔月 (年6回)

4 作 業 員 電気事業法等に定める業務を遂行できるものであること。

5 業 務 内 容 ①電気工作物の工事、維持及び運用に係る保安の監督の業務を発注者の保安規程に基づき実施し、経済産業省令に定める技術基準（以下「技術基準」といいます。）の規定に適合しない事項がある場合は、必要な指導又は助言を行うこと。
 ②電気事故その他電気工作物に異常が発生し、又は発生するおそれがある場合、応急措置の指導及び事故原因の調査に協力し、再発防止について、とるべき措置を指導又は助言し、必要に応じて、電気事業法第106条の規定に基づく電気関係報告規則に定める電気事故報告及びその手続きの指導を行うこと。
 ③電気事業法第107条第2項に規定する所管官庁の立入検査に立会うこと。
 ④電気工作物の工事、維持及び運用に関する所管官庁への提出書類及び図面についてその作成手続きの指導。
 ⑤週1回を超える工事中点検。
 ⑥電気工作物の竣工検査並びにこれに伴う必要な指導又は助言。

一般用電気工作物点検・試験業務 仕様書

- 1 業 務 名 一般用電気工作物の点検及び試験業務
- 2 業務実施場所 富山県利賀芸術公園
- ・ 利賀山房
 - ・ 利賀スタジオ
 - ・ 野外劇場
 - ・ 利賀創造交流館別館（車庫含む）
 - ・ 研修交流館 3棟
 - ・ 総合案内所
 - ・ 石麗
 - ・ 山蟬
 - ・ 公衆便所
 - ・ 合掌芸術文化館
 - ・ 舞台装置等格納施設
- 計13施設
- 3 作 業 員 電気事業法等に定める業務を遂行できるものであること。
- 4 業 務 内 容
- ①点検対象物
 - ・ 電気使用場所における電動機、電熱装置、電気溶接機、照明装置、配線、配線器具、その他の器具、接地線
 - ②点検項目
 - ・ 外観点検、回路各部点検、絶縁抵抗試験
 - ③点検又は試験の結果、故障その他の事故を発見したときは、すみやかに、最善の処置をとるものとする。

地下タンク貯蔵所点検業務 仕様書

- 1 業 務 名 地下タンク貯蔵所点検業務
- 2 業務実施場所 富山県南砺市利賀村上百瀬48番地
利賀創造交流館 広場地下タンク貯蔵所
- 3 業務実施日 指定管理者が定める日
- 4 業務内容 危険物の規制に関する政令及び危険物の規制に関する規則に基づき
定期点検を行うもの
タンク容量 20,000ℓ
点検方法 微減圧法及び微加圧法の併用

ボイラー性能検査及び検査前清掃等業務 仕様書

- 1 業 務 名 ボイラー性能検査及びこれに伴う清掃等業務
- 2 業務実施場所 富山県南砺市利賀村上百瀬48番地
利賀創造交流館1階 ボイラー室
- 3 業務実施時期 ①ボイラー性能検査に伴う清掃等業務内容（年1回）
 - ・法定検査を受ける前に1日間、検査後の復旧に1日 計2日間の日程とする。
 - ・日時については、指定管理者が指定する日とする。
 ②ボイラー及び圧力容器安全規則に基づく性能検査業務（年1回）
- 4 業 務 内 容 ①ボイラー性能検査に伴う清掃等業務
 - ・ボイラー及びストレージタンク整備及びストレージタンク熱交換器の脱着
 - ・業務実施者は検査に立ち会い検査業務の補助をすること。
 ②ボイラー及び圧力容器安全規則に基づく性能検査業務
 （検査および清掃対象ボイラー）
 - ・ 鋳鉄製組合式蒸気ボイラー 清掃（2基）
 - 1号 前田セクショナルボイラ MF5 N6SA
 最高使用圧力 0.098Mpa
 伝熱面積 8.3m²
 - 2号 前田セクショナルボイラ MF5-6SA-H
 最高使用圧力 0.098Mpa
 伝熱面積 8.3m²
 - ・ 第一種圧力容器 清掃（2基）
 - 1号 森松工業株式会社 S・T
 最高使用圧力 被加熱側 4.0kg/cm²
 加熱側 4.0kg/cm²
 内容量 2.212m³
 給湯量 4,140^{リットル}
 胴内径 1,200mm 同長 1,590mm
 - 2号 森松工業株式会社 S・T
 最高使用圧力 被加熱側 4.0kg/cm²
 加熱側 4.0kg/cm²
 内容量 2.212m³
 給湯量 4,140^{リットル}
 胴内径 1,200mm 同長 1,590mm

日常清掃業務 仕様書

- | | |
|--------------------------|--|
| 1 業 務 名 | 日常清掃業務 |
| 2 業務実施場所 | 富山県南砺市利賀村上百瀬48番地
利賀創造交流館 |
| 3 清 掃 面 積
(清掃作業表に基づく) | 日常清掃面積 2,516.07㎡
(毎日清掃 2,123.31㎡、適宜清掃 392.76㎡) |
| 4 業務実施日 | 利賀創造交流館の開所日を基本とし、週40時間、4週8休の範囲で事前に指定管理者が実施日を定めるものとする。但し、利用者のないときは、この限りでない。 |
| 5 業務内容 | <p>①ちり払い</p> <ul style="list-style-type: none">・掃除機等を用い、天井・壁面・照明器具・時計・窓枠及び備品等のほこりを除く <p>②床掃除</p> <ul style="list-style-type: none">・掃き掃除のうえ乾拭き及び電機掃除機を使用(毎日)・床面洗浄(適宜) <p>③備品類、腰板類、手すり等金具類、扉・仕切等ガラス清掃</p> <ul style="list-style-type: none">・乾拭き、雑巾拭き、洗剤使用(適宜) <p>④洗面所、便所及び浴室</p> <ul style="list-style-type: none">・洗浄・洗剤又は研磨剤を使用、便所は尿石除去(毎日) <p>⑤紙くず類の処理(毎日)</p> <p>⑥足拭きマット類清掃</p> <ul style="list-style-type: none">・土砂及び汚れを落とし、水洗い乾燥(適宜) |
| 6 注 意 事 項 | 清掃に使用する洗剤類は、品質良好なものを使用すること |

清掃作業表（日常清掃業務）

場 所	床 材 料	面積（㎡）	日常清掃	定期清掃	
				ワックス	カーペット クリーニング
ミーティングルーム１・２	・カーペット	76.65	適		
宿直室	・畳 ・ビノリュウム	62.32	適		
ランチルーム	・カーペット ・フローリング	258.76	１／日		○ (136.76 ㎡)
リネン室	フローリング	14.19	１／日	○	
乾燥室１・２	・タイル ・コンクリート	37.80	適		
練習ホール	・フローリング	211.15	１／日		
便 所	・タイル	84.17	１／日		
リーダー室	・畳	19.55	１／日		
宿泊室・更衣室	・カーペット ・畳	471.10	１／日		
浴室・脱衣室	・タイル ・藤むしろ	120.81	１／日		
玄関ロビー・風除室	・タイル	223.30	１／日		
階段・廊下・ロビー等	・カーペット	465.19	１／日		○ (346.29 ㎡)
洗面所・階段 ・廊下・ロビー等	・ビノリュウム	106.31	１／日	○	
事務室	・カーペット	96.60	適		
資料室・湯沸室	・ビノリュウム	62.46	適		
会議室１・２	・カーペット	40.20	適		
スタッフルーム・調整室	・カーペット	55.56	適		
野外トイレ	・タイル	42.99	１／日 (夏期のみ)		
野外実習室	・木	66.96	適		
合 計		2,516.07		120.50	483.05

定期清掃業務 仕様書

- | | |
|--------------------------|--|
| 1 業 務 名 | 定期清掃業務 |
| 2 業務実施場所 | 富山県南砺市利賀村上百瀬48番地
利賀創造交流館 |
| 3 清 掃 面 積
(清掃作業表に基づく) | 定期清掃面積
①ワックス掛け (ビノリウム) 120.50㎡
②カーペットクリーニング 483.05㎡
③窓ガラス 563.15㎡ |
| 4 業務実施日 | 指定管理者がその他の業務の支障にならない範囲で決定する日。 |
| 5 業務内容 | ①ワックスがけ
・ビノリウムの部分を掃き掃除及び水拭き・ワックス仕上げ(年2回)
②カーペットクリーニング
・電気掃除機で清掃後、薬剤洗浄・しみ抜き・仕上げ清掃(年2回)
③窓ガラス
・ガラス磨き剤を使用し、ガラスの両面を丁寧に磨く
※危険を伴う高所作業は、安全に充分留意し、安全ベルト・保護ロープを使用する等万全を期すこと (年2回以上) |
| 6 注 意 事 項 | 清掃に使用する洗剤類は、品質良好なものを使用すること。 |

特別清掃業務 仕様書

- | | |
|-------------|--|
| 1 業 務 名 | 特別清掃業務 |
| 2 業務実施場所 | 富山県南砺市利賀村上百瀬
富山県利賀芸術公園 <ul style="list-style-type: none">・ 利賀山房・ 新利賀山房・ 野外劇場・ 岩舞台・ 利賀スタジオ・ 利賀創造交流館別館・ 研修交流館 3棟・ 総合案内所・ 石 麗・ 山 蟬・ 合掌芸術文化館 <div style="text-align: right;">計13施設</div> |
| 3 清 掃 面 積 | 別紙清掃表のとおり |
| 4 業 務 実 施 日 | 指定管理者が指定する時期及び緊急で行う必要がある場合。 |
| 5 業 務 内 容 | ①ちり払い <ul style="list-style-type: none">・ 掃除機等を用い、天井・壁面・照明器具・時計・窓枠及び備品等のほこりを除く。 ②床掃除 <ul style="list-style-type: none">・ 掃き掃除のうえ乾拭き及び電機掃除機を使用・ 床面洗浄（適宜）。 ③備品類、腰板類、手すり等金具類、扉・仕切等ガラス清掃 <ul style="list-style-type: none">・ 乾拭き、雑巾拭き、洗剤使用 ④洗面所、便所及び浴室 <ul style="list-style-type: none">・ 洗浄・洗剤又は研磨剤を使用 ⑤紙くず類の処理 |
| 6 注 意 事 項 | ⑥足拭きマット類清掃 <ul style="list-style-type: none">・ 土砂及び汚れを落とし、水洗い乾燥
清掃に使用する洗剤類は、品質良好なものを使用すること。 |

特別清掃(劇場等)清掃表

	施 設 名	構 造 等	面 積 (㎡)		
			1階	2階	合計
劇 場	利賀山房	木造茅葺	243.48	31.25	274.73
	新利賀山房	木造茅葺地下階 RC 造	400.95	200.48	601.43
	野外劇場	RC 造2階	710.94	93.64	804.58
	岩舞台	床コンクリート舗装			248.34
	利賀スタジオ	RC 造1階屋根木造	377.20		377.20
その他付帯施設	利賀創造交流館 別館	軽量鉄骨造平屋建	457.11		457.11
	総合案内所	木造2階茅葺	168.26	64.43	232.69
	石 麗	木造2階茅葺	205.44	122.18	327.62
	研修交流館(カワセミ3)	鉄骨造1階	272.03		272.03
	研修交流館(雄峰)	鉄骨造2階	114.40	119.20	233.60
	研修交流館(秀峰)	木造2階茅葺	165.30	121.60	286.90
	山 蟬	木造2階茅葺	195.16	22.74	217.90
	合掌芸術文化館	木造2階茅葺	143.52	84.18	227.70

樹木等管理業務 仕様書

- 1 業 務 名 富山県利賀芸術公園内樹木等管理業務
- 2 対 象 樹 木 等 富山県利賀芸術公園内の指定管理者が指定する樹木
富山県利賀芸術公園内の草刈 約 64,000 m²
利賀創造交流館テントサイト周辺の芝生 約 5,000 m²

3 作業内容及び実施期間

(1) 樹木

①時 期 4月
作業内容 広葉樹及び針葉樹の落葉撤去

②時 期 11月
作業内容 不必要となる枝の伐採等

③時 期 3月
作業内容 雪囲い取外、害虫防除

＊ 時期を見はかり、実施する。

(2) 草刈

①時 期 5月～10月
作業内容 草刈機による作業 道路縁 チップソー刃を使用
園 内 ナイロンカッターを使用

(3) 芝生

① 時 期 5月～11月
作業内容 水撒き

② 時 期 6月～10月
作業内容 刈り込み

③ 時 期 5月、9月
作業内容 施肥

④ 時 期 5月、9月
作業内容 除草剤散布

⑤ 時 期 6月、9月
作業内容 殺菌剤散布

⑥ 時 期 6月、8月
作業内容 殺虫剤散布

⑦ 時 期 6月
作業内容 目土

一般廃棄物収集運搬業務 仕様書

- | | |
|-----------------|--|
| 1 委 託 業 務 名 | 一般廃棄物収集運搬業務 |
| 2 業 務 の 内 容 | 一般廃棄物（可燃ゴミ）を指定された集積場所から、県が指定する廃棄物処理場まで運搬する業務。 |
| 3 収 集 ・ 運 搬 回 数 | 可燃物ゴミの収集運搬は、1週間に3回（予め定めた日）実施する。
ただし、11月～3月については1週間に2回（予め定めた日）実施する。 |
| 4 集積場所及び実施期間 | ①利賀創造交流館 食堂地下ごみ置場 通 年
" 食堂職員入口 通 年

②合掌芸術文化館 職員入口 4月～11月まで |
| 5 注 意 事 項 | ① 一般廃棄物の搬出にあたっては、構内及び構外を汚さないようにすること。
② 作業実施にあたっては、通行の支障のないようにすること。
③ 衛生環境及び美観を害さないようにすること。 |

給食業務 仕様書

- 1 業 務 名 給食業務
- 2 業務実施場所 富山県南砺市利賀村上百瀬48番地
利賀創造交流館
- 3 業務実施日 契約期間中、利賀創造交流館の休館日を除く毎日。ただし、施設利用者があっても施設利用者からの食事類の要望がない場合はこの限りではない。
- 4 業務実施要項
 - ① スタッフは食数に応じた人数を配置し、常に提供可能な体制をとること。
 - ② スタッフの定期健診、検便等を行い、衣服等の清潔を保つなど常に衛生管理を行うこと。
 - ③ 宿泊人員による料飲材料の算出及び手配、保管及び在庫管理を行うこと。
 - ④ 検食の実施保管を行うこと。
 - ⑤ メニューに変化を持たせながらも安定したグレードの料理の提供を行うこと。
 - ⑥ 食堂、厨房機器、備品の維持管理、定期清掃を行うこと。
 - ⑦ 食品衛生法に基づく衛生管理を行うこと。
- 5 経 費 の 内 訳 給食業務に関する経費は次のとおりとする。
 - ①県で負担
 - ア 給食業務に必要な施設設備機器
 - ②指定管理者で負担
 - ア 給食等に必要な主食及び副食材料費
 - イ 給食業務に必要な給湯（ボイラー設備による給湯）
 - ウ 給食業務に必要な消耗品（食器類及び道具類）及び備品機器
 - エ 給食業務従業員の給与費、福利厚生費、被服費及びその他付随する経費
 - オ 給食業務に必要な電気、ガス及び水道にかかる経費
 - カ 前項に掲げる経費以外の給食業務に必要な経費
- 6 その他留意事項
 - ① 給食業務にかかる材料等の購入については、指定管理者自らの名義を以って行うこと。（再委託の承認を受けた場合その業者の名義でも可）
 - ② 食材は安全かつ安心して食することができるよう良質かつ新鮮なものを厳選すること。
 - ③ 材料等の購入代金の支払等について誠実に行い、対外関係において委託者の信用を失墜することのないよう留意すること。
 - ④ 富山県は、業務実施者に対し給食等の仕入れに関する数量・金額状況がわかる伝票類の提示を求めることができる。
 - ⑤ 給食業務に関して生ずる一切の事柄について、その責めを負うこと。
 - ⑥ 厨房から退出するときは、電気、ガス及び水道等のスイッチ・元栓等の点検並びに清掃を行い、火気その他異常がないことを確認すること。

合掌造り施設の茅葺屋根維持修繕業務 仕様書

- 1 業 務 名 合掌造り施設の茅葺屋根維持修繕業務
- 2 業務実施場所 富山県利賀芸術公園
 - ・ 利賀山房
 - ・ 石麗
 - ・ 研修交流館（秀峰）
 - ・ 山蟬
 - ・ 新利賀山房
 - ・ 合掌芸術文化館
 - ・ 総合案内所計7棟
- 3 業 務 内 容 ①利賀芸術公園内の合掌づくり施設の計画的な葺き替え修繕
②修繕の計画策定、設計書の作成、発注、工程監理、茅場の茅品質確認 など
- 4 そ の 他 実施にあたっては、事前に県と協議すること。